

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

育児及び介護に関する休暇等の改正点及び運用上の留意点について

みだしのことについては、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）が一部改正されたことにより、福井県職員の育児休業等に関する条例（平成4年福井県条例第1号。以下「育児休業条例」という。）及び福井県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年福井県人事委員会規則第1号）が一部改正され、さらに、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間等条例」という。）、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年福井県人事委員会規則第2号。以下「勤務時間等規則」という。）及び福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針（平成7年福井県人事委員会告示第1号）が一部改正され、いずれも平成29年1月1日から施行される。

これに伴い、育児及び介護に関する休暇等の改正点及び運用上の留意点については、下記のとおりであるから事務手続に誤りのないようされたい。

なお、育児休業の取扱いについて（平成22年警務甲達第41号）及び勤務時間条例制定に伴う休暇等規定の要点について（平成7年警務訓第10号）は、平成28年12月31日をもって廃止する。

記

1 育児に関する休暇等関係

(1) 改正点

育児休業等の対象者に次の者が追加された。

ア 特別養子縁組の成立のため、職員が監護する者（育児休業法第2条第1項）

イ 養子縁組里親に委託されている者（育児休業法第2条第1項）

ウ 実親の同意が得られないため養子縁組里親とできず、養育里親に委託されている者（育児休業条例第2条の2）

(2) 運用上の留意点

福井県地方警察職員定数条例（昭和29年福井県条例第36号）において、育児休業の承認を受けている警察職員は定数外となることから、所属長は上記該当者に係る育児休業計画を把握した場合は、速やかに本部の警務課長まで報告すること。

2 介護に関する休暇等関係

(1) 改正点

ア 超過勤務免除の新設

要介護者のある警察職員が超過勤務免除の請求をした場合は、当該職員の業務を処理するための措置が著しく困難である場合を除き、超過勤務を免除することとされた（勤務時間等条例第8条の3第4項）。

イ 介護休暇の分割取得の新設

介護休暇が、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない期間（指定期間）内で分割して取得とすることが可能となった（勤務時間等条例第15条）。

ウ 介護時間の新設

連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で休暇を取得できる介護時間が新設された（勤務時間等条例第15条の2）。

エ 介護休暇等の対象となる要介護者の同居要件の撤廃

介護休暇等の対象となる要介護者について、別居の祖父母、孫及び兄弟姉妹が新たに対象とされた（勤務時間等規則第18条第1項）。

(2) 運用上の留意点

ア 超過勤務免除

介護を行う警察職員の超過勤務免除の請求については、深夜勤務・超過勤務制限請求書（勤務時間等規則様式第2号の2）により行うものとするが、「要介護者の状態および具体的な介護の内容」欄については、請求者である警察職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるよう具体的に記入すること。

イ 介護休暇

介護休暇を受けようとする場合は、福井県警察の処務に関する訓令（平成16年福井県警察本部訓令第12号。以下「処務訓令」という。）第54条の規定によるほか、以下の点に留意すること。

(ア) 介護休暇の申出については、指定期間の初日の1週間前までに行うこと。

(イ) 上記申出の承認後、介護休暇を請求する場合は、警察職員情報総合管理システムにより行うこと。請求については、1日から可能であるが、各指定期間における初回請求は2週間以上の期間で請求すること。

ウ 介護時間

介護時間を受けようとする場合は、処務訓令第54条の2の規定によるほか、以下の点に留意すること。

(ア) 介護時間の申請については、介護時間の初日の1週間前までに行うこと。

(イ) 介護時間の承認を受けた後、介護時間を実施しなかった日（介護時間の取消し）がある場合は、介護時間承認申請書（勤務時間等規則様式第9号）裏面に実績を記入し、所属長に提出すること。

エ 要介護者の定義

要介護者の定義については、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父、母、子、配偶者の父母その他勤務時間等規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいい、これまでどおり、変更はないこと。